

## 規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	実包の所持状況の記録化	
担当部局	警察庁生活安全局生活環境課	
評価実施時期	平成20年9月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>[目的及び必要性] 平成19年12月に長崎県佐世保市で発生した猟銃使用殺傷事件では、被疑者が2,700個余りの実包を所持しており、かつ、そのことを事件発生まで警察が把握できていなかったことから、国民の間に大きな不安が広がった。現行の銃砲刀剣類所持等取締法では、実包については監督方法が定められていないが、猟銃の危険性は、銃とその適合実包等が組み合わされることによって現実化するものであるから、猟銃の危害を防止するためには、実包についても所要の監督を行う必要がある。また、実包はその形状から猟銃本体と異なり、紛失や隠匿が容易であるから、銃砲等の所持、使用等に関する危害を予防するという銃刀法の目的を実現するためには、猟銃本体の監督方法以上に、厳格な管理を行う必要がある。</p> <p>[内容] 猟銃の所持許可を受けた者は、帳簿を備え、当該猟銃に適合する実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したときは、これに所定の事項を記載しなければならないこととする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	銃砲刀剣類所持等取締法第10条の5の2、第10条の6及び第35条第5号の2
想定される代替案	実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し又は廃棄したときに、所要事項の報告を義務付ける。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	猟銃の所持許可を受けた者には、帳簿を備え、実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し、又は廃棄したとき、これに所要の事項を継続的に記録する事務的負担が発生する。	実包を製造し、譲り渡し、譲り受け、交付し、交付され、消費し又は廃棄したときに、所要事項の報告を行うための事務的負担が生じる。
(行政費用)	帳簿記載事項の正確性を担保するための検査に係る事務的負担が発生する。	報告を受けるための事務的負担や報告事項の正確性を担保するための検査に係る事務的負担が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	実包の厳格な管理により、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等が防止され、銃砲による人の生命及び身体の被害が防止される。	実包の厳格な管理により、実包の紛失や不要な実包の貯蔵等が防止され、銃砲による人の生命及び身体の被害が防止される。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	便益の点では、両者とも同様であると考えられる。費用の点では、代替案では実包の製造、譲受け、譲渡し等があった際に所要事項の報告に係る事務的負担が発生するが、これは改正案で発生する所要の事項を帳簿に記載する事務的負担よりも大きいと考えられる。それに加え、代替案では都道府県公安委員会が報告を受けるための事務的負担も発生するため、代替案の費用は改正案よりも大きいといえる。したがって、改正案の方が代替案よりも優れていると評価できる。	
有識者の見解その他関連事項	平成20年5月から、銃砲規制等の在り方に関して専門家・有識者から意見を聴取することを目的として「銃砲規制のあり方に関する懇談会」(座長:藤原静雄 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「銃砲規制等の在り方に関する意見書」を取りまとめた。今般の法改正案については、当該意見書の内容を反映させたものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る最小限度の規制であり、見直し規定を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。	
備考		